令和２年度
EC サイトの活用による東京の特産品販売支援事業
【募集要項（既存出店／開設者支援）】

■募集期間

（１）**楽天市場内に開設する特設ページへの商品掲載**
（楽天市場への既存出店者支援）
令和２年１２月２５日（金曜日）～令和３年２月２６日（金曜日）

（２）**JTB ショッピング内に開設する特設ページへの商品掲載**
（BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援）
令和２年１２月２５日（金曜日）～令和３年３月１０日（水曜日）

※　上記の募集期間は**既存出店／開設者支援**に関するものです。
新規出店／開設支援の募集期間は異なりますので、募集要項（新規出店／開設支援）をご確認ください。

■申込方法

申込フォームへ必要事項を入力のうえ、お申込みください。

問い合わせ先
東京の特産品販売支援事業運営事務局(株式会社 JTB 内)
受付時間　9：30～17：30（土日祝休業）
TEL　：03－6704－5526
e-mail：ec_tokusanhin@jtb.com

「対象者」「支援メニュー」確認フローチャート

まず、このフローチャートで対象者に該当するか、どの支援メニューに該当するかを確認してください。対象者に該当した場合は、対象者要件、申込方法等の詳細について、申込前に必ず次ページ以降をご確認ください。

以下の東京の特産品を取り扱っている

東京都内産と特定のできる農林水産物	以下のいずれかに該当する加工食品又は食品以外の消費者向け工業製品 ・主な原材料の生産地が東京都内 ・最終製造又は加工地が東京都内 ・東京の特産品としての認知・訴求がある

↓はい

以下のいずれかに該当する

＜法人＞ 都内に登記簿上の本店又は支店がある **＜個人事業主＞** 都内税務署に個人事業の開業届が提出されている	**＜その他＞** 以下のいずれかに該当する事業者 ・東京都知事が指定する伝統工芸品を製作しており、かつ都指定品目の産地組合に所属している ・都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作している

↓はい

以下のいずれかに該当する

・一般財団法人 ・一般社団法人 ・NPO法人 ・事業協同組合等で構成員の半数以上が都内中小企業 ・その他、東京の特産品を取り扱うものと都が認める法人、団体等	中小企業者（会社or個人事業主）

↓はい

以下のいずれにも**該当しない**
・大企業が単独で1/2以上を出資している
・大企業が複数で2/3以上を出資している
・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務している

左記の法人又は個人事業主には該当しない

はい

はい

楽天市場に出店していない	BASEでECサイトを開設していない	楽天市場に既に出店している	BASEで既にECサイトを開設している
↓はい	↓はい	↓はい	↓はい

対象となる支援メニュー

新規出店／開設支援	
楽天市場への新規出店支援	**BASEを活用した自社ECサイト新規開設支援**

☞HP掲載の募集要項
（新規出店／開設支援）をご確認ください

既存出店／開設者支援	
楽天市場への既存出店者支援	**BASEを活用し自社ECサイトを既に開設している事業者への支援**

☞２ページ以降をご確認ください

1. 事業目的

コロナ禍で東京への旅行者が減少するなど、特産品の販売機会が減少している中、東京の特産品の販路拡大を後押しするため、インターネット・ショッピングモール「楽天市場」への新規出店、初期費用・月額費用無料でＥＣサイトを開設できるＢＡＳＥを活用したＥＣサイトの新規開設を支援します。

また、楽天市場及びショッピングサイト「ＪＴＢショッピング」内に東京の特産品の特設ページを開設し、東京の特産品の魅力を広く発信します。

2. 支援内容

（1）楽天市場への既存出店者支援

○　楽天市場内に開設する特設ページへの商品掲載

既に楽天市場に出店しており、楽天市場内において東京の特産品を取り扱う事業者の方について、楽天市場内に開設する特設ページへ特産品を掲載することが可能です。

（2）BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援

○　JTB ショッピング内に開設する特設ページへの商品掲載

BASE を活用して自社 EC サイトを開設しており、当該自社 EC サイトにおいて東京の特産品を取り扱う事業者の方については、「JTB ショッピング」内に開設する特設ページへ特産品を掲載することが可能です。

（3）共通支援（楽天市場・BASE）

○　特設ページを活用したプロモーション

楽天市場内及び JTB ショッピング内に開設する特設ページへ誘引するため、デジタル広告等のプロモーションを実施します。

※　特設ページの開設時期は令和３年２月中旬頃を予定しています。

※　上記（1）楽天市場への既存出店者支援と（2）BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援は併用が可能です。

3. 経費の分担

（1）楽天市場への既存出店者支援

楽天市場への出店及び店舗運営に必要な経費（月額出店料、システム利用料、送料、その他出店に必要な経費）の全てを申込事業者にご負担いただきます（本事業における経費支援はありません。）。

（2）BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援

BASE で開設した自社 EC サイトの運営に必要な経費（決済手数料、サービス利用料、事務手数料、その他自社 EC サイト運営に必要な経費）の全てを申込事業者にご負担いただきます（本事業における経費支援はありません。）。

4. 対象者

下記（1）～（4）の条件をすべて満たす者。

（1）申込日時点で、楽天市場又は BASE で出店／開設を行っていること。

（2）以下のア～ウのいずれかに該当する者

ア　東京都内に本店又は支店が登記されている、または都税事務所に支店の設置届出書が提出されている法人

イ　東京都内に開業届が提出されている個人事業主

ウ　以下（ア）又は（イ）に該当する事業者

（ア）東京都知事が指定する伝統工芸品を製作しており、かつ都指定品目の産地組合に所属する事業者

（イ）都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作する事業者

（3）東京の特産品を取り扱っており、楽天市場又は BASE の店舗において、当該特産品を掲載し、販売している事業者。なお、東京の特産品とは以下の要件に該当するものとする。

ア　農林水産物

農林水産物で東京都内産と特定できるもの

イ　加工食品又は食品以外の消費者向け工業製品

以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当すること

（ア）主な原材料の生産地が東京都内であること

（イ）最終製造又は加工地が東京都内であること

（ウ）東京の特産品としての認知・訴求があること

※ア及びイに該当するものであっても、原材料・部品、機械・設備、自動車等は除く。

※イ（ウ）「東京の特産品としての認知・訴求がある」とは、東京の特産品として広く認知されているものや、東京の伝統的な技法、手法、生産方法又は意匠等を用いて製造されているなど東京の特産品としての訴求があるもの（訴求可能なもの）とし、申込内容に基づき審査において判断します。

（4）次のア～キの全てに該当すること。

ア　申込は、一事業者につき一回に限ること。

※　ただし、楽天市場への既存出店者支援と BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援は併用が可能です。また、楽天市場への既存出店者支援の申込後、別途、BASE を活用し自社 EC サイトを既に開設している事業者への支援に申込いただくことも可能です。

イ　法人事業税、法人住民税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中もお申込できません。）。

ウ　東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

エ　過去に東京都・（公財）東京都中小企業振興公社・国・道府県・区市町村等から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。

オ　楽天市場での出店又は BASE での EC サイトの開設、及び販売に当たり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反する行為をしないこと。

カ　東京都が実施するアンケートや事後調査等には必ず回答すること（アンケート及びフォローアップ調査は、事業の成果を補足し、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。）。

キ　暴力団[東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第２条第２号に規定する暴力団をいう]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

5. 申込

（1）募集期間

①　楽天市場内に開設する特設ページへの商品掲載

令和２年１２月２５日（金曜日）～令和３年２月２６日（金曜日）

②　JTB ショッピング内に開設する特設ページへの商品掲載

令和２年１２月２５日（金曜日）～令和３年３月１０日（水曜日）

※　上記の募集期間は既存出店／開設者支援に関するものです。
新規出店／開設支援の申込期間は異なりますので、募集要項（新規出店／開設支援）をご確認ください。

（2）申込の流れ

①　申込

以下のホームページをご確認いただき、申込フォームへ必要事項を入力のうえ、お申込みください。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/news/2020/1225_14090.html

※　特設サイトへの掲載を希望する特産品は最大５点まで登録することが可能です。

【注意事項】
お申込みいただいた特産品のうち、特設ページにおける掲載数、掲載場所、掲載頻度、掲載時期、掲載回数等は、商品の内容や申込状況、特設ページの構成等を考慮して本事業の運営事務局が決定しますので、予めご了承ください。

▼

② 事務局審査

本事業の運営事務局にて対象者要件を満たしているかについての審査を行います。
事務局審査の結果は、メールにてご連絡します。
本メールをもって本事業の「既存出店／開設者支援」の対象者として決定します。

▼

③ EC サイト事業者への引継ぎ、特設ページへの掲載

事務局審査を通過した申込者については、事務局より EC サイト事業者（楽天株式会社、又は BASE 株式会社及び株式会社 JTB 商事）へ申込情報等の引継ぎを行います。
特設ページへの特産品の掲載は、各 EC サイト事業者にて行います。

（3）問い合わせ先

東京の特産品販売支援事業運営事務局（株式会社 JTB 内）
受付時間　9：30～17：30（土日祝休業）
TEL　：03－6704－5526
e-mail：ec_tokusanhin@jtb.com

6．審査

（1）事務局審査については、申込内容に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申込内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。
（2）審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

7．その他

（1）申込内容の不備の取扱い
申込内容に不備がある場合、疑義がある場合など、修正や追加での書類提出等を求めることがあります。
（2）別紙「EC サイトの活用による東京の特産品販売支援事業　出店／開設及び特設ページへの商品掲載に関する規約」を遵守いただきますので必ずご確認ください。
（3）本事業における各種支援については、東京都が株式会社ＪＴＢ等に委託し実施しま

す。

（４）東京都が実施するアンケートや事後のフォローアップ調査には必ずご回答いただきます。

アンケート及びフォローアップ調査は、事業の成果を補足し、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

（５）申込情報の取扱い

円滑な事業運営のため、申込フォームにご記入いただいた情報や必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先、楽天株式会社、BASE 株式会社及び株式会社 JTB 商事に提供することがあります。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

（６）個人情報の取扱い

申込フォームに記載いただいた個人情報は「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき取扱い、業務委託先も同様に取扱いを行います。詳しくは「東京都が保有する個人情報の取扱いについて」

（http://www.johokokai.metro.tokyo.jp/kojinjoho/gaiyo/toriatukai.html）をご参照ください。

○　個人情報の収集目的

本事業の円滑な運営のために、必要な範囲で個人を特定できる情報を収集します。

また、お問い合わせに対する対応や、申込者への連絡事項など、本事業の円滑な運営に必要な範囲で、必要と判断される個人情報を収集します。

（７）東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真、特設ページ及び商品ページのスクリーンショット等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。

別紙

ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業
出店／開設及び特設ページへの商品掲載に関する規約

（既存出店／開設者支援）

１　基本条件

(1)　申込者は、東京都及び本事業の運営事務局に対し、申込内容のうち、商品の商標権、著作権その他の情報（以下「商品情報」という。）を本事業における特設ページ等への掲載や、本事業の広告宣伝活動に利用する権利（必要かつ適正とみなす範囲で省略等の変更を加える権利を含む。）を、無償で、地域の限定なく許諾することに同意したものとします。

(2)　東京都及び本事業の運営事務局は、申込者の商品情報等について、その完全性、真実性、正確性、もしくは信頼性について是認、支持、表明もしくは保証するものではありません。

２　支援対象者の決定

支援対象者の決定にあたっては、本事業の運営事務局において申込内容に基づき事務局審査を実施します。事務局審査の結果については、運営事務局よりメールでお知らせします。既存出店／開設者については、本メールをもって本事業の支援対象者として決定します。

なお、審査経過、審査結果に関するお問合せには応じられません。

３　自己負担

(1)　楽天市場に出店している申込者については、楽天市場への出店及び店舗運営に必要な経費（月額出店料、システム利用料/ RMS 全商品モバイル対応サービス システム利用料、システムサービス利用料、R-Messe 利用料、楽天ペイ(楽天市場決済)利用料、その他必要になる経費等）の全てをご負担いただきます（本事業における経費支援はありません。)。

(2) BASE で自社 EC サイトを既に開設している申込者については、自社 EC サイトの運営に必要な経費（BASE かんたん決済手数料・サービス利用料、振込手数料、事務手数料、その他必要になる経費等）の全てをご負担いただきます（本事業における経費支援はありません。)。

(3) その他、支援対象者は以下の費用を自己負担するものとします。

ア　EC サイト制作（店舗ページ、商品掲載ページの制作等）に必要となる費用（デザイン料、ページ制作費用、商品画像等の撮影・編集にかかる費用等）

イ　商品を販売するにあたり必要となる費用（在庫管理にかかる費用、送料、決済手数料等）

ウ　楽天市場、BASE 等が提供している有償サービスの利用料

エ　生産物賠償責任保険の付保に要する費用

オ　広告利用などマーケティング実施に伴う費用

カ　その他必要な経費

４　出店及び EC サイト運営に関すること

(1) 支援対象者は、申込の際に登録した商品を支援対象者の EC サイトに掲載し、販売するものとします。

(2)　支援対象者は、出店及び販売に当たり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守するものとします。

(3) 東京都が成果把握のため実施するアンケートには、必ず回答していただきます。

(4) その他、出店に関する規定については、楽天株式会社、BASE 株式会社及び株式会社 JTB 商事の出店／開設等に関する規定に従うものとします。

５　禁止事項

支援対象者は、以下の各号の行為を行うことはできません。東京都及び本事業の運営事務局は、支援対象者が以下の各号に違反したと判断した場合、事前に通知することなく、特設ページにおける当該支援対象者の商品情報の削除その他東京都及び本事業の運営事務局が必要かつ適切と判断する措置をとることができることとし、また、その措置により、当該支援対象者に損害が生じたとしても、東京都及び本事業の運営事務局は一切の責任を負担しません。

(1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
(2) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為
(3) 本事業の趣旨に反する行為
(4) 本規約に反する行為
(5) 前各号に準ずる行為

６　特設ページの掲載

(1) 特設ページにおける申込商品の掲載数、掲載場所、掲載頻度、掲載時期、掲載回数等は、商品の内容や申込状況、特設ページの構成等を考慮して本事業の運営事務局が決定します。
(2) 特設ページへの申込商品の掲載にあたり必要な場合には、支援対象者は、商品画像その他商品掲載に必要な情報を本事業の運営事務局へ提供するものとします。
(3) 特設ページへの申込商品の掲載とは、特設ページにおける申込商品の画像掲載及び各申込商品の販売ページ又は販売サイトへのリンク掲載を指すものとし、特設ページでは申込商品の販売は行いません。申込商品の販売は、各申込者の出店ページ又は EC サイトで行っていただきます。
(4) 特設ページに掲載する商品に関し、支援対象者は次の事項を保証するものとします。
ア　食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法)、健康増進法、計量法、不正競争防止法、酒税法等の関係法令及び公正競争規約を遵守するとともに、関係機関から積極的に指導を受け、法令改正等があった場合はすみやかに対応すること。
イ　製造物責任法にいう欠陥がないこと
ウ　商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の他者の知的財産権を侵害しないこと。
エ　消費期限、賞味期限、製造年月日等の制約を受けるものについては、十分な使用期間を有すること。
オ　支援対象者が定める商品の規格書と合致し、各種証明書の記載内容と相違していないこと。
カ　各社の販売登録禁止商品を参照の上、順守すること。
(5) 支援対象者は商品納品前に必ず品質管理検査を行い、商品に問題無いことを確認するものとします。
(6) 支援対象者は、特設ページに掲載する商品に関し、支援対象者の費用で生産物賠償責任保険を付保し、これを継続するものとします。

７　損害賠償

(1) 支援対象者は、EC サイトの開設、商品の掲載、在庫管理、受注、決済、商品の発送等、販売に至る一連の業務を、支援対象者の責任で行うものとします。
(2) 支援対象者による楽天市場への出店又は BASE での EC サイト開設若しくは特設ページへの

商品掲載により生じた損失又は損害等について、東京都及び本事業の運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

(3) 支援対象者は、楽天市場への出店又はBASEでのECサイト開設若しくは特設ページへの商品の掲載により生じる一切の損失又は損害について、責任を負うものとします。

(4) 東京都は、楽天株式会社、BASE株式会社及び株式会社JTB商事によるWEBサイトの停止及び天災地変、その他特別な事情により東京都が本事業を中止したことにより生じた支援対象者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

(5) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業において東京都及び本事業の運営事務局が提供した支援により、直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負いません。

(6) その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、支援対象者と東京都との協議により決定することとします。

８　追加書類等の提出

申込者は、申込後に本事業の運営事務局から追加の書類や情報、申込内容に関する確認等を求められた場合には、運営事務局が指定する期日までに提出又は回答しなければなりません。

９　申込情報の取扱い

円滑な事業運営のため、申込内容や、必要に応じてご提供いただく情報を、東京都が指定した業務委託先、楽天株式会社、BASE株式会社及び株式会社JTB商事に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

10　規約の遵守

申込者は、本事業への申込をもって、東京都が定める本規約を遵守することに同意したものとします。